

奈良県告示第三百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成二十六年十一月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

神下（イ）

二 土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号
を村道捨瀬線の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

所在地及び標柱番号

吉野郡十津川村神下六三九番	一号
〃	二七三番 二号
〃	二七五番二 三号から七号まで
〃	二九三番 八号
〃	二四九番五 九号